

尾張旭市告示第 9 8 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 4 3 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の規定による送達すべき書類であつて、その送達が困難であると認められるものについて、同法第 2 0 条の 2 の規定により、次のとおり公示送達をする。なお、公示送達に係る書類は、健康福祉部長寿課で保管し、送達を受けるべき者からの申出があれば交付する。

令和 8 年 8 月 2 4 日

尾張旭市長 柴 田 浩

送達を受けるべき者の 氏名又は名称	送達すべき書類の名称 (通知書番号又は文書番号)
岩越 猛	令和 8 年度介護保険料額決定通知書兼特別徴収 開始通知書 (3 1 8 2 1 2)
中村 斎義	令和 8 年度介護保険料額決定通知書 (3 3 9 2 2 6)
深澤 保弘	令和 8 年度介護保険料額決定通知書 (4 0 0 3 3 3)